



Weekly News

龍ヶ崎中央ロータリークラブ

2012.06.08

No.00705

R I District 2820 CLUB 50504

会 長：城出鴻二郎 幹 事：横澤啓二 連絡先：TEL 0297-66-3258 FAX 0297-66-3280 <http://rcrc.web5.jp>
 事務所：〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市松葉 5-12-6 例会場：〒301-0857 茨城県龍ヶ崎市泉町 1592-77 (ザ・ゴルフクラブ竜ヶ崎)



本日のプログラム

【通常例会 06.08】
 クラブ協議会②
 次年度執行部

次回のプログラム

【通常例会 06.15】
 職業奉仕を語ろう
 職業奉仕委員会

6月の主な行事：ロータリー親睦活動月間

第704回例会報告

点 鐘：城出鴻二郎会長
 ローターソング：それでこそロータリー
 ゲ ス ト：なし
 ビ ジ タ ー：なし
 会長報告：城出鴻二郎



■ご存知かと思えますが、グアムサンライズ RC の来年の会長さんはコットンさんと言う会員さんのようですが、私まったく存じ上げていません。横山さん、川上

さんをご存知でしょうか。何かユニークな会長さんとか、来年は宜しく願い申し上げます。いくらかは打ち合わせも進んでいると思っておりますが、・・・坂本さんからの情報でした。

■私事です、2期6年商工会副会長を賜っていましたが、任期満了で勇退をさせていただきました。後任は工業団地の米山鉄工さんの横岡さんが就任されます。商工会に関わった感想は多岐に渡りますので、省略をいたします。

■今日は荒木先生のお話の時間で、乞うご期待です。
 ■理事会は、来週に致しますので宜しくお願いいたします。

■私、今日午前2時に帰宅致しました。往復1300キロ八戸市まで駆け抜けてきました。今回のルートで新発見がありました、仙台までのガソリン燃費とそれから盛岡八戸の燃費がまったく違っていました。約10%ぐらい仙台以北の燃費が高かったです、勾配がことのほか多く、意外に皆さんは高速で平均120km/h以上でした。なにやら早く地震地域から抜け出たいのではという感じもいたしました。日帰りの1300kmもやれば出来るということなのですが、バスの運転ではやはり1人乗務は400から500km

ぐらいが妥当でしょうね。

幹事報告：横澤啓二



■理事会は来週にいたしますので、宜しくお願いいたします。
 ■会報頂きました、水戸、水戸西、藤代 RC さんでした。

次年度幹事報告：川上 勉

■来週は2回目のクラブ協議会です。次年度の事業計画資料を来週水曜日までにご報告頂けますよう宜しくお願いします。

■グアムサンライズ RC 情報

ご無沙汰しております。本年度もあと残すところ一ヶ月となりました。サンライズの来年度の会長はモー・コットンで面白い男ですが、余りにもアクが強く、今からクラブが揺れています。来年度はスリリングな年となりそうです。

来年は何か共同事業としての案はございますか。本年度当方でも予算を持っておりますが、使わないようであれば、来年度と合わせて\$1,000を準備しようと考えております。

本日のプログラム

裁判員裁判



荒木友雄会員例によって、裁判員裁判の話です。

24年3月22日に東京高裁と福岡高裁宮崎支部で、続けて2件、一審の裁判員裁判で、死刑を言い渡した事件の控訴審判決がありました。

一審裁判員が死刑判断を下し高裁で判断を下す事件としては、1件目と2件目になります。

私は、この福岡高裁の判決について、ある通信社からコメントを求められて、次のような原稿を送りました。

「宮崎の家族3人殺害死刑事件」控訴審判決コメント(荒木 友雄)

裁判員が参加して結論を下した死刑判決に対して、プロの裁判官のみで当否を判断する、高等裁判所による2件目の控訴審判決である(1件目は同じ日午前中の強盗殺人の共犯者のケース)。

妻子と義母の3名を殺害した事件であるが、若い被告人による、家庭内での事案なので、裁判員ら一審の量刑判断が注目された。そして、裁判員らの下した死刑の量刑に対して、高裁がどのように審理し判断を下すか、強く関心を抱かざるを得ないケースである。

一審判決は、「生活すべてから逃れて自由になりたい」という動機を認定して、5か月の幼児をふる場で窒息死させ、次に、妻を刃物で突き刺した上で、石頭ハンマーで撲殺し、最後に、日頃厳しく接することのあった妻の母親を同じハンマーで撲殺し、その後、証拠の隠滅を図って、子供の死体を土中に埋めたとし、こうした動機、犯行状況等から、義母との関係で、やや同情すべき点があるとはいえ、罪質、動機、被害者の数、残酷な犯行態様などを総合すると、極刑はやむを得ないと判断した。

控訴審の審理では、弁護人は、一審判決中の「動機」に関する認定を特に問題視し、家庭裁判所調査官として少年非行の調査経験を持つ臨床心理学の専門家に対し、調査・分析を依頼した。そして、その結果をもとに、被告人は、結婚後の家庭生活において孤立・疎外感を抱くようになって、精神的に大変疲労した状態にあり、犯行時には「日頃被告人につらく当たり、また叱責して暴力まで振った義母から逃れたい」と、心理学的にみると視野狭窄、意識狭窄の状態になって、異常な心因反応として、本件を犯したものであると論じて、一審判決の動機認定を争い、死刑量刑の不当性を強く主張した。

結果は、報道のとおり(死刑維持)であるが、臨床心理学を応用して、不明確な犯行動機などを解明しようとする手法は、その客観性の担保や、どの程度量刑の判断資料たりうるかなど、いくつか問題があると思われるが、控訴審における、犯行のいきさつや動機形成についての審理・評価について、参考になることは間違いない。いずれにせよ、本件は参考事例の一つになるであろう。



以上です。通信社では、これを参考に記事をまとめ、また私のコメントの要旨を付加して、配信したようです。

裁判員制と死刑事件、重い責任を科される裁判員の負担は重いと思います。まして、無罪を主張されたケースでは、どうでしょうか。現に、九州では、2010年12月に強盗殺人で死刑が求刑された事件について、無罪にしたケースがありました。犯行現場には、指紋や細胞片が残されていて、DNAが一致しているというきわどい事件で、私のコメントが地方新聞に顔写真とともに掲載されました。

検察官は控訴していましたが、事件は思わぬ終結を迎えています。その結末については、例会で。

出席状況

会 員	20 名	出席率	60.00 %
出 席 者	9 名		
出席免除者	2 名	Make-up	3 名
(定款第9条3節a)	1 名	米島、小林、椎塚会員	

ロータリー豆知識

《 ロータリーの寛容 》

(亀尾会員)

寛容を広辞苑によれば、寛大で良く人を許し受け入れること、咎めだてしないこと。とあります。

ロータリー精神での寛容とは、何も言わずに相手の言いなりになることではない。相手の言い分を聞いて足して2で割るのでもない。

自分自身が頼りない不完全な人間であることを自覚する。そして、利害得失の計算を離れ良心の命ずるところに従う。その上で、「来る者は拒まず、去る者は追わず」。因みに、寛容な精神とは、他人の罪過を厳しく責めないというキリスト教の重要な徳目であり、異端的な少数意見発表の自由を認め、差別待遇しないことです。

特に、ロータリーのフォーラムはお互いに自由に発言することを確保し、他人の発言を阻止することがあってはならない。『謙虚で寛容』

ニコニコボックス (目標額 600,000 円)

本日 3 件 5,000 円 (本年度累計 425,000 円)

川上会員：いよいよ新年度、宜しくお願ひします。

荒木会員：5月の卓話が6月になってしまいました。会費をかせぐのに懸命でした。

横山会員：そろそろ次年度の準備を始めますか。

例会の欠席は、水曜日 AM:10:00 までに川上副 SAA TEL 090-3497-0383 に連絡して下さい。